

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する議論の促進を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性を強化するために平成11年に国連で採択され、令和5年11月現在、条約締約国189か国中115か国が批准しており、我が国は批准に至っていない。

選択議定書は、女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待される。

一方で、個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連における問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があることから、外務省の主導により個人通報制度関係省庁研究会が継続的に開催され、当該制度の導入可否について、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、真剣かつ慎重に検討が進められている。

この点について、令和2年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める、と明記されている。

よって、国におかれては、ジェンダー平等を実現し、全ての人の人権が尊重される社会を創るため、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に際しての司法・立法制度における問題の有無等や諸課題の整理、検討を速やかに行うとともに、国内における議論をより一層促進することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
法務大臣
外務大臣
男女共同参画担当大臣
女性活躍担当大臣